

第1編

第2部 厚生行政の動き

第1章 健康,生きがい,社会づくり

---

ねんりんピック'90びわこ・ソフトボール



ねんりんピック'90びわこ・ソフトボール

## 第1編

### 第2部 厚生行政の動き

#### 第1章 健康,生きがい,社会づくり

##### 第1節 健康づくりと生きがいづくり

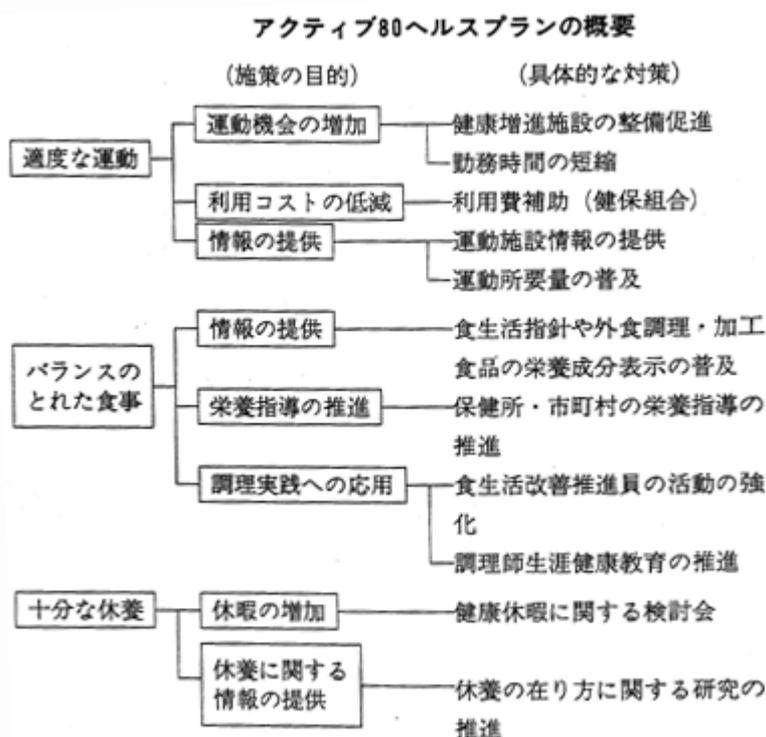
###### 1 日常生活における積極的な健康づくり

###### (1) 「健康管理」から「健康づくり」へ

人生80年時代を積極的に生活していくためには,単に「健康を守る」だけではなく,積極的に自らの健康を増進するよう取り組んでいく必要がある。

昭和63年度からは,運動習慣の普及を中心として,国民の生活習慣そのものを健康的なものとすることを目標とした第二次国民健康づくり対策(アクティブ80ヘルスプラン)を実施している。

###### アクティブ80ヘルスプランの概要



## (2) 国民の健康づくり対策

### ア 有酸素運動の普及

健康増進を図るためには、ジョギング、水泳等一定強度の有酸素運動を持続的に行うことが効果的である。これにより、全身持久力の維持向上、成人病の発生予防等が可能となる。

#### 1) 運動指導者の養成

運動習慣のない人が急に過激な運動を行うと、かえって致命的な事故につながる等の危険性がある。このため、健康づくりのための運動を安全かつ適切に行うために、主として運動プログラムの作成及び指導を行う健康運動指導士(平成3年1月末現在1,770人)、また、健康運動指導士の管理下で直接運動プログラムに沿った運動指導を行う健康運動実践指導者(同429人)の養成が行われている。

#### 健康づくり運動指導士・健康運動実践指導者

健康づくりのための運動を安全、効果的に行うためには、1)個人の健康状態、体力に応じた運動の種類、強度、量、頻度などを盛り込んだ、運動プログラムを提供し、2)これに基づき運動を適切に実践指導するインストラクターが必要となる。1)を行う資格者が健康運動指導士であり、2)を行う資格者が健康運動実践指導者である。両資格とも、(財)健康・体力づくり事業財団が厚生大臣の認可を受けて養成事業を実施しており、受講資格を有する者(健康運動指導士は保健婦、4年生体育大学卒業者等、健康運動実践指導者は体育系短期大学卒業者等)がそれぞれ必要な講習、実技等を終了することにより資格が与えられる。

#### 2) 健康増進施設の認定

安全かつ効果的な運動を実践するための健康増進施設を普及、健全育成するため、設備や運動指導者の配置等一定の要件を満たす施設の認定を行っている。健康増進のための運動を安全かつ適切に行うことのできる施設(運動型健康増進施設)が70施設(平成3年1月末現在)、平成2年1月から新たに認定を開始した健康増進のための温泉利用及び運動を安全かつ適切に行うことのできる施設(温泉利用型健康増進施設)が8施設(3年1月末現在)認定されている。

#### 健康増進施設

アスレヘルスクラブ、クアハウス等のうち、一定の設備を有し、医療機関との提携関係をベースに健康運動指導士等による指導が行われることなどにより、国民の健康増進に資する施設。一定の要件を満たした健康増進施設については、厚生大臣が認定を行うことにより、その普及促進に努めている。認定施設には、運動型、温泉利用型の2種類があり、平成3年1月末現在それぞれ70施設、8施設が認定を受けている。なお、温泉利用型健康増進施設の場合、医師の処方に基づくなどの要件を満たした温泉療養を行うときは、その利用料等が税法上の医療費控除の対象とされている。

#### 3) 健康運動習慣普及推進事業

平成2年度からは、日常的な健康づくりを行う市町村、企業、地域サークル等を都道府県が支援する健康運動習慣普及推進事業を開始し、運動習慣普及のための行動計画の策定、キャンペーン及び健康運動体験巡回車

(アセダス号)の配備・運行等を行っている。

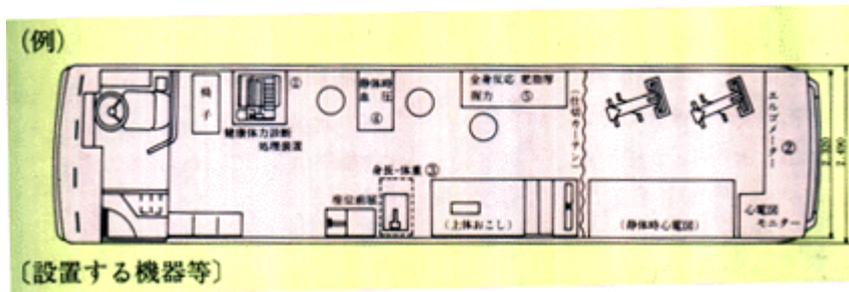
## イ 食生活を通じての健康づくり

日常生活における健康づくりを進める上で食生活のもつ意味は大きいこのため厚生省は、昭和60年に「健康づくりのための食生活指針」を示し、その普及に努めてきたが、さらに、平成2年9月に、個々人の特性に応じた実践しやすい具体的な食生活の目標として「健康づくりのための食生活指針(対象特性別)」を策定した。これらの指針が日常生活において実践されることを通じ、健康的な生活習慣の確立へつながることが期待される。

### 健康運動体験巡回車 (アセダス号)

健康運動体験巡回車(アセダス号)は、住民が健康づくりのための運動を体験するための運動機器等を搭載し、巡回を行う。平成2年度は神奈川県、富山県、岡山県、山口県に配備された。

(例)



### 〔設置する機器等〕

- 1) コンピューター(健康状態を入力することにより、生活習慣の改善についてアドバイスが行えるソフトを使用)
- 2) 自転車エルゴメーター(運動負荷及び運動時間を設定し、自転車のペダルを踏むことにより、仕事量を管理しながらトレーニングできる器具)
- 3) 身長・体重計
- 4) 血圧計・脈拍計
- 5) 皮脂圧計

その他

また、女性の職場進出や家庭内での食生活の簡素化傾向、核家族化の進展等を背景として外食機会が増大している状況を踏まえ、平成2年12月、「外食料理の栄養成分表示ガイドライン」が策定された。今後、これを基に、飲食店等において栄養成分の表示が普及することが期待される。

## ウ 健康休暇に関する検討会

休養は、栄養、運動と並び健康づくりの重要な要素である。特に、過労やストレスにより脅かされている現代人の健康を保持増進するためには、まとまった休暇を取得し、一定期間休養することが必要とされる。

成人病予防のための食生活指針の概要  
 (「健康づくりのための食生活指針(対象特性別)」より)

指 針 の 概 要	目 安
いろいろ食べて成人病予防 日常生活は食事と運動のバランスで 減塩で高血圧と胃がん予防 脂肪を減らして心臓病予防 生野菜、緑黄色野菜でがん予防 食物繊維で便秘・大腸がんを予防 カルシウムを十分にとって丈夫な骨づくり 甘い物は程々に 禁煙、節酒で健康長寿	1日30食品 食事は腹八分目 食塩摂取は1日10g以下 脂肪摂取量は摂取エネルギーの20%から25% 毎回の食事に 食物繊維は1日20gから30gが目安  1日日本酒で1合から2合 週に2日は肝休日

(注) 成人の通常生活での目安。年齢、体調、地域性によって異なる。

## 健康サミット

地域住民の健康づくりに積極的に取り組んでいる都道府県知事と厚生大臣による懇談会。近年、都道府県では住民の健康問題に対する関心の高まり等から、様々な健康づくり事業が行われており、このサミットは、こうした地域の事例を紹介するとともに、今後の健康づくり対策について意見交換を行い、健康づくり運動の全国的な高揚を図ることを目的としている。平成2年度は、9月の健康増進普及月間の行事の一環として開催され、埼玉、山梨、石川、滋賀、和歌山、広島の前6県の知事が参加した。

このような認識の下、厚生省では、効果的な休養の在り方等についての検討を行うため、平成2年11月「健康休暇に関する検討会」を発足させた。

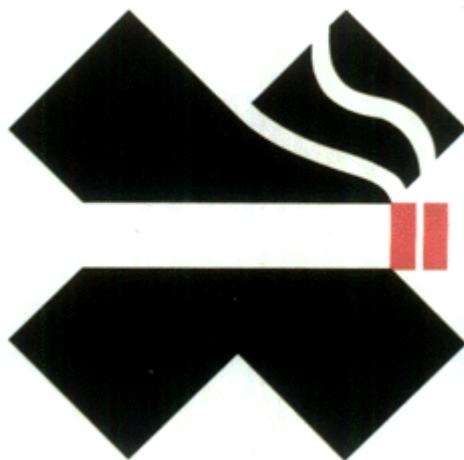
## エ 喫煙と健康

たばこは嗜好品であるが、健康に様々な影響を及ぼすことから、たばこの害について国民に十分な情報を提供し、未成年の喫煙については、その予防に努める必要がある。

このため、1989年の第42回WHO総会で、毎年5月31日を世界禁煙デーとすることが決議されたことを受け、我が国でも平成元年度からこの日を国民が喫煙と健康問題について理解を深めるための日と定めた。第2回に当たる2年5月31日には、厚生大臣が国民にメッセージを伝えたほか、禁煙マスコット、シンボルマークの公表等の普及啓発活動を行った。

### シンボルマーク

シンボルマーク



### (3) 職場における健康づくり

職場における健康づくりとしては、健康保険組合の事業が挙げられる。健保組合においては、保健施設事業として保健指導・健康づくりに重点を置き、各組合が創意工夫を重ねて積極的に取り組んでいる。平成2年度からは、厚生保険特別会計に設けた資金の運用益を基に、老人加入者の健康実態の把握とそれに基づく相談、助言の事業や糖尿病等の要注意者に対する教育入院事業等に要する経費に助成する特別保健福祉事業を開始している。

#### 東京都皮革産業健康保険組合の取組み

東京都皮革産業健康保険組合は、1,049の皮革関連産業を営む事業所より成り立つ職域総合健保組合であるが、各事業所が都内に散在するという不利な条件を克服して、積極的かつ効果的な保健施設事業を実施している。

同組合は、昭和61年度からコンピュータを導入して、健康診査、栄養指導、運動指導を体系的に行っている。その内容は加入者が受信する健康診査で得られた情報をコンピュータに入力し、そのデータを活用して、肥満の解消や成人病予防を主眼にした専任栄養指導士による栄養指導、個人の体質に応じた運動プログラムの作成・指導を行うというものである。また、60年度より乳幼児を有する30歳から40歳までの母親を主な対象にした歯科指導を行っており、歯科医療費の伸び率が低下するという効果が現われている。

以上の努力により、平均年齢が健保組合全体の平均より高いこと等不利な条件を負いながらも、昭和61年に引き下げた保険料率は据え置かれたままである。

## 第1編

### 第2部 厚生行政の動き

#### 第1章 健康,生きがい,社会づくり

##### 第1節 健康づくりと生きがいづくり

##### 2 高齢者の生きがいづくり

平均余命の伸びに伴い,老後の期間は長くなっている。高齢者がそれまでに蓄積した経験や能力を有効に発揮できる機会を確保することは,高齢者の生きがいを高め,充実した老後生活を送る上でも極めて重要である。このため,平成元年度から高齢者の生きがいと健康づくり推進モデル事業を実施している。具体的には,全国レベルに「(財)長寿社会開発センター」,都道府県レベルに「明るい長寿社会づくり推進機構」が整備され,1)高齢者の社会活動についての国民の啓発,2)高齢者のスポーツ活動,健康づくり活動及び地域活動等を推進するための組織づくり,3)高齢者の社会活動(ボランティア活動等)の振興のための指導者等の育成事業の推進が行われるとともに,モデル市町村を設定して,高齢者の生きがいと健康づくり推進事業の実践活動が重点的に進められている。

文化,教養,生きがい創造の発信基地

ー多世代利用型老人福祉センター/伊丹市サンシティホールー

兵庫県伊丹市では,平成2年4月,文化,教養,生きがい創造の発信基地として,これまでの老人福祉センターのイメージとは一線を画した

南欧の教会建築をほうふつさせるとんがり屋根の「サンシティホール」(写真)が建設され,高齢者をはじめとして,主婦,子どもなど世代を超えて市民に幅広く利用されている。

サンシティホールには,講座室や浴室などのほか,木彫室,陶芸室,茶華道室,さらには,エアロバイクなどを備え本格的なエアロビクスができるトレーニングルーム,カラオケも歌える音楽室,玉突き室,市内の消費者団体の連合体によって運営されるレストランなど多目的な活動に対応できる設備が備えられ,1日500人を超える市民が,各種講座やセミナーを受講したり,サークルの活動の場として積極的に利用している。さらに,中央大ホールでは,シンポジウムなどのほか,コンサートも開催され,地域のコミュニティプラザとしても大きな役割を果たしている。

サンシティホール



*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

## 第1編

### 第2部 厚生行政の動き

#### 第1章 健康,生きがい,社会づくり

##### 第1節 健康づくりと生きがいづくり

### 3 全国健康福祉祭(ねんりんピック)の開催

高齢者を対象とした全国レベルの総合的イベント「全国健康福祉祭」は,本格的な高齢社会の到来を間近に控え,高齢者の一人一人の健康増進や生きがいの高揚を図るとともに広く国民各層の理解を深めるための啓発活動として,厚生省創立50周年に当たる昭和63年から各県持ち回りで開催されている。平成2年度においても「第3回全国健康福祉祭びわこ大会-ねんりんピック'90びわこ-」が,9月29日から10月2日までの4日間,滋賀県下で,厚生省,滋賀県,民間団体である全国健康福祉祭推進協議会の三者の協力の下に開催された。

今後とも,こうした祭典の継続的な開催を通じて,それぞれの地域における健康づくりや社会参加の実践活動が盛んになるとともに,様々な分野で人々の交流が大きく広がることが期待される。

#### 第3回全国健康福祉祭びわこ大会

##### -ねんりんピック'90びわこ-

第1回の兵庫大会,第2回の大分大会に次ぎ3回目の大会となる「第3回全国健康福祉祭びわこ大会-ねんりんピック'90びわこ」は,「輝く長寿あなたとともに」をテーマに,滋賀県下の7市7町を会場として開催された。大会では,健康関連イベント,福祉・生きがい関連イベント等が行われたほか,総合開会式では全国58の都道府県・指定都市の代表5,600人が花笠,稲穂,りんどうなどの県花やスカーフなどを手に入場行進をし,参加者,観衆が一体になるなど大会を大きく盛り上げた。長寿社会を人と人との交流の時代と位置づけている滋賀県では,今後も「レイカディア・スポーツ大会」としてスポーツ大会を毎年開催していくこととしている。

(レイカディアとは,レイク+アルカディア(湖の理想郷)の意味)

#### びわこ大会マスコットマーク

びわこ大会マスコットマーク



#### ねんりんピックの開催実績

開催年	昭和63年度	平成元年度	平成2年度
開催地	兵庫県	大分県	滋賀県
参加者数	約8万人	約18万人	約23万人
基本理念	自立と交流	自立と交流、 参加と創造	世代間の協 調と交流など

---

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

## 第1編

### 第2部 厚生行政の動き

#### 第1章 健康,生きがい,社会づくり

##### 第2節 障害者対策

---

平成2年7月,アメリカにおいて,障害の種類を問わず雇用や公共施設利用などあらゆる分野における障害ゆえの差別を禁じたADA(Americans with Disabilities Act.アメリカ障害者法)が制定され話題を呼んだ。このようなアメリカの新しい動きは,我が国では法制度等の違いはあるものの,障害者の完全参加と平等という観点から注目される。

我が国では,障害のある人もない人も共に地域や家庭で暮らしていけるような社会をつくる,という考え方(ノーマライゼーションの理念)の下,在宅福祉サービスの推進を図るため,平成2年6月,「身体障害者福祉法」等が改正された。これにより,在宅福祉サービスの位置づけが法律上明確にされ,身体障害者更生援護施設への入所事務等が町村に移譲されることとなった。

昭和58(1983)年から平成4(1992)年までの10年間は「国連・障害者の十年」とされている。厚生大臣の懇談会である「すべての人が明るく暮らせる社会づくり懇談会」は,これを記念した事業について検討を行っていたが,2年8月,障害をもつ人ももたない人も,共に明るく暮らすことのできるまちづくりを行うことやこれを象徴する記念施設の建設を行うこと等を内容とする提言を行った。

#### ADA (アメリカ障害者法)

ADA(Americans with Disabilities Act.アメリカ障害者法)が,1990年7月26日,アメリカのブッシュ大統領の署名により発効した。

アメリカは,多民族国家として機会均等,障害の除去について敏速な対応をとってきた国である。障害ゆえの差別については,公民権法やリハビリテーション法があったものの障害者に対する差別を正面にとらえてのものではなかった。今回のADAによって,雇用や公共施設利用の分野を中心に,広く州政府や民間企業までも対象として,障害ゆえの差別を禁じ,連邦政府がその推進の中心的役割を担うこととなった。その内容は次のとおりである。

---

## 第1編

### 第2部 厚生行政の動き

#### 第1章 健康,生きがい,社会づくり

##### 第2節 障害者対策

###### 1) 雇用の機会均等の保障

---

従業員15人以上の事業所に対して,障害ゆえの雇用の差別を禁止している。

---

---

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

## 第1編

### 第2部 厚生行政の動き

#### 第1章 健康,生きがい,社会づくり

##### 第2節 障害者対策

###### 2) 公共輸送へのアクセスの保障(車両改造)

---

バス,電車,地下鉄など公共輸送機関は,障害者が利用できるようにしなければならないとしている。

---

## 第1編

### 第2部 厚生行政の動き

#### 第1章 健康,生きがい,社会づくり

##### 第2節 障害者対策

#### 3) 公共施設やサービスへのアクセス保障(施設改善)

---

公共施設の利用やサービスが障害のゆえをもって制限されてはならないとしている。

---

---

## 第1編

### 第2部 厚生行政の動き

#### 第1章 健康,生きがい,社会づくり

##### 第2節 障害者対策

#### 4) 電気通信リレー・サービスの保障

---

電話会社は,聴覚障害者と障害を持たない人との間の電信リレー・サービスを行わなければならないものとし,その場合通常電話料金以内で利用可能とする。

---

## 第1編

### 第2部 厚生行政の動き

#### 第1章 健康,生きがい,社会づくり

##### 第2節 障害者対策

#### 1 心身障害児に対する福祉

心身障害児福祉対策については,可能な限り在宅であるいは地域の中で生活できるよう,諸条件の整備を図っている。

平成2年度からは,施設が所在する地域に住む心身障害児(者)に対し総合的なサービスを提供するため,拠点施設として指定された施設に在宅福祉を担当するコーディネーターを配置する心身障害児(者)地域療育拠点施設事業や,心身障害児通園施設において重複障害児を受け入れ重複障害に適応した訓練を実施することにより,施設が適切に地域における療育機能を発揮できるようにするための心身障害児通園施設機能充実モデル事業を開始した。

##### 心身障害児(者)地域療育拠点施設事業

心身障害児(者)施設の役割は,そこに入所している人達への適切な処遇はもちろんのこと,近年,特にその施設の周辺の地域住民についても必要なサービスを提供することが求められている。

そのため心身障害児短期療育事業,緊急保護事業,巡回療育相談等事業等により施設の専門機能を地域に拡大してきたが,平成2年度からは,拠点施設として指定された全国20か所の入所施設(精神薄弱者更生施設,肢体不自由児施設等)に在宅福祉を専門に担当するコーディネーターを配置し,施設が,在宅(地域)福祉を一層充実させるための地域の有効な資源として機能できるようにした。

拠点施設ではコーディネーターが中心となって,その地域の心身障害児(者)100名程度の登録を行い,適宜相談に応じる等の援助を行うとともに,短期間の施設利用の調整等施設の有効利用やボランティアの育成,その他必要なサービスを総合的に行う。

##### 心身障害児通園施設機能充実モデル事業

心身障害児の通園施設には,精神薄弱児通園施設,肢体不自由児通園施設,難聴幼児通園施設があるが,近年在宅指向の高まりや早期療育への期待から,これら施設の通園児の低年齢化や障害の重度化・重複化が進んでいる。

こうした状況の変化に対応して,障害児通園施設の機能全般を見直し,時代の要請にこたえる早期療育の場とする必要が生じてきたため,平成2年度にはモデル的に3施設(埼玉県・ハローキッズ,京都府・洛西愛育園,広島県・柏学園)を指定して,重複障害児7人以上のクラスを編成し,従来の指導職員に加えて1名の専門職員を配置した(例えば,精神薄弱児施設に精神薄弱と肢体不自由を重複してもつ児童が入所した場合,肢体不自由に対処するための職員として理学療法又は作業療法を担

当する職員を配置する)。

通園施設での地域療育活動への期待が高まってきているだけに,今後さらに本事業の充実が期待されている。

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

## 第1編

### 第2部 厚生行政の動き

#### 第1章 健康,生きがい,社会づくり

##### 第2節 障害者対策

#### 2 精神薄弱者に対する福祉

---

精神薄弱者福祉対策についても,地域における自立支援,社会参加の促進を図っている。

平成2年度には,元年度から実施している精神薄弱者地域生活援助事業(グループホーム)を更に100か所追加して全国200か所で実施し,日常生活の援助を行っている。

また,精神薄弱者授産施設の分場の設置を認めることにより,より地域に密着した形で施設の利用を容易にし,指導訓練の場が確保できるようになった。

さらに,激しい行動障害(多動,自分を傷つける,物を壊す,拒食の問題等,本人が安定した生活を続けることが困難な行動)を有する児(者)の適切な処遇や訓練の方法を確立するため,平成2年度から3年間の予定で研究を開始した。

#### グループホーム——高知県

グループホーム制度とは,同居あるいは近隣に居住している専任の世話人の日常生活援助の下,4名から5名の精神薄弱者が,地域社会のなかの一般住宅で共同生活を送るもの。

高知県のあるグループホームでは,街の中の一戸建の住宅に成人男性4名が共同生活を送っており,全員が町の製麺屋やクリーニングの工場で働いている。夕食の準備は,元養護施設の職員でグループホームを夢見ていたという世話人がリードしながら,全員で分担する。楽しい夕げの団らんでは,今日の出来事,将来の夢などの話に花が咲く。近く町内会で遠足が計画されており,入居者の中からも何人かは参加する予定で,大変楽しみにしているとのこと。地域の行事に参加し溶け込むことも,大事な経験である。

入居者にとって世話人のご主人も頼りになる相談相手である。世話人夫婦の苦労や悩みは多い。しかし学ぶことも多いという。甘いばかりではいけないし,厳しいばかりでも心は通わない。各人のプライバシーを大切にしつつ必要な援助をと,夫婦で話し合い力を合わせ入居者の自立を目指している。

---

## 第1編

### 第2部 厚生行政の動き

#### 第1章 健康,生きがい,社会づくり

##### 第2節 障害者対策

#### 3 身体障害者に対する福祉

---

身体障害者対策については,地域における自立と社会参加の促進を図るための基盤整備として,「障害者の明るいくらし」促進事業を大幅に拡充するとともに,「高齢者保健福祉推進十か年戦略」(ゴールドプラン)に基づき「住みよい福祉のまちづくり」事業の充実を図った。

また,地域で働く場を確保するため,平成2年度から身体障害者授産施設に小規模な分場を設けるようにしたことや,精神薄弱者も身体障害者授産施設を利用できるようにしたことにより,障害者がより身近な施設でサービスを受けられるようになった。

---

## 第1編

### 第2部 厚生行政の動き

#### 第1章 健康,生きがい,社会づくり

##### 第2節 障害者対策

#### 4 精神障害者等に対する施策

---

精神障害者の社会復帰を促進するため,精神障害者社会復帰施設の整備等を図っているほか,一般国民の心の健康づくりを進めるため,平成2年度から新たに精神保健センターに「こころの電話」を設置し,心の悩み等の相談に応じている。また,保健所においてもモデル的に相談窓口を設置する心の健康づくり推進事業を実施している。

さらに,アルコール関連問題の相談指導や再発防止体制づくりを行うため,再発防止及び相談指導に関するマニュアルを作成し,保健所,精神保健センター等に配布することとしている。

#### こころの電話

近年,社会の構造や生活文化の急速な発展・変化によって,国民各層の間にはストレスが増大し,ノイローゼ,うつ病等の精神疾患(心の病気)が増加している。そのため,都道府県の精神保健センターにおいて,医師等の専門知識を有する者による面接相談や電話相談(「こころの電話」)の窓口を設置し,地域住民が気軽に心の健康づくりについて相談できる体制づくりを行った。

「こころの電話」は,専用電話により相談を受ける。医師等は必要に応じ,医療機関への紹介,医学的・心理的指導等を行う。また,相談を行った者については,相談指導票を作成・保管し,プライバシーの保護には十分配慮している。

現在,精神保健センター1か所当たりの1か月の平均相談件数は,延べ約130件であり,電話相談の内容は,心身相談,アルコール問題,医療相談,家庭問題,学校関係,対人関係,就労・職場問題,性に関するものが主なものである。

---

## 第1編

### 第2部 厚生行政の動き

#### 第1章 健康,生きがい,社会づくり

##### 第3節 民間サービスの健全育成

---

高齢化の進展,所得,生活水準の向上,自由時間の増大という国民生活の変化に伴い,保健,医療,福祉等の社会サービスに対する需要は増大し,多様化してきている。こうした需要の増大・多様化に対応するためには,公的施策の一層の推進とともに,民間部門の創意工夫を生かした多様なサービスの健全な育成が必要である。

---

## 第1編

### 第2部 厚生行政の動き

#### 第1章 健康,生きがい,社会づくり

##### 第3節 民間サービスの健全育成

###### 1 民間事業者におけるサービスの展開

###### (1) シルバーサービス

###### ア 有料老人ホーム

有料老人ホームは,平成元年10月1日現在,全国で155施設,入居定員1万5,795人に上っており,「生涯住み続けられる住まい」,「介護」,「プライバシーの保たれた自立した生活のための住まい」という機能を有していることから,今後ますます大きな役割を果たすことが期待される。

こうしたなかで,有料老人ホームの経営の悪化により,入居者に動揺を与えるという事態が生じたこともあり,平成2年6月,「老人福祉法」の改正により,次のような措置を講じた。

すなわち,有料老人ホームの設置に際しての都道府県知事への事後届出制を事前届出制に改め,資金計画等に関する設置前の行政指導を徹底するとともに,(代)全国有料老人ホーム協会を,入居者からの苦情の解決等入居者保護のための取り組みを行う団体として法律上位置づけ,民間事業者側の自主的取り組みも促進していくこととした。

今後はこうした措置と併せて,「有料老人ホーム設置運営指導指針」の見直し,シルバーマーク制度の導入などにより,優良な有料老人ホームの育成のための対策を一層進めていくこととしている。

###### イ 在宅福祉サービス

厚生省では従来より,在宅サービスの質を確保する観点から,「在宅介護サービスガイドライン」,「在宅入浴サービスガイドライン」を策定して事業者に対する指導を行っている。また,良質な事業者を育成するため,これらのガイドラインに適合する事業者に対しては社会福祉・医療事業団から融資を行っている。

福祉機器,介護用品については,これまで紙おむつなど一部の商品を除き,需要の多くが特別養護老人ホームや病院によるものであり,一般家庭においては必ずしも十分に普及しているとはいえなかった。

しかしながら,今後,高齢者の自立や介護の負担の軽減を図りつつ,在宅福祉を進めていくためには,一般家

庭がこれらをより手軽に利用できるようにしていく必要がある。

このため、厚生省では、日常生活用具給付等事業の充実を図るとともに在宅介護支援センター等を通じて機器、用品の展示等を行い、その普及を図っているが、さらに、この分野の民間サービスの質を確保するため、平成2年7月、「介護用品、介護機器レンタルサービスガイドライン」を策定し、事業者に対して指導を行っていくこととした。このガイドラインは、利用者がその時々々の心身の状況にあった機器、用品を選定、使用できるよう、事業者が必要な職員研修を行うとともに、専門の相談員を配置することなどを定めている。

福祉機器、介護用品のレンタルサービスは、これらを購入する場合と比べ、その時々々の心身の状況にあった機器を少ない経済的負担で選択できるという利点があり、その普及が望まれる。

また、(社)シルバーサービス振興会においては、従来より良質なサービスに対してシルバーマークの認定を行っているが、このガイドラインの作成と併せ、福祉機器、介護用品レンタルサービスも認定の対象に加えられた。

## ウ 「まちづくり」の新たな展開

厚生省では、ふるさと21健康長寿のまちづくり事業を行っており、その一環として、「民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律」により、民間事業者が公的施策との適切な連携の下に、疾病予防運動センター、高齢者総合福祉センター、在宅介護サービスセンター及び有料老人ホームの4施設を一体的に整備する場合には、税制上の優遇措置や無利子融資などを行うことによってこれを支援することとしている。平成2年10月には、奈良県河合町の「奈良ニッセイエデンの園事業が、この法律に基づく厚生大臣認定の整備計画の第1号となった。

### 「奈良ニッセイエデンの園」事業

事業実施主体:ニッセイ聖隷健康福祉財団

敷地面積:37,231m<sup>2</sup>建築面積:13,668m<sup>2</sup>

総事業費:約172億円開設予定年月日:平成4年春

### [完成予想図]



また、平成2年4月には、(社)シルバーサービス振興会に健康長寿のまち推進センターが設けられ、計画づくり等を支援することとなった。

さらに、平成2年10月には、健康長寿のまちづくり事業に積極的に取り組んでいる地方公共団体等の主催に

より、「全国健康長寿のまちシンポジウム」が石川県小松市において開催された。

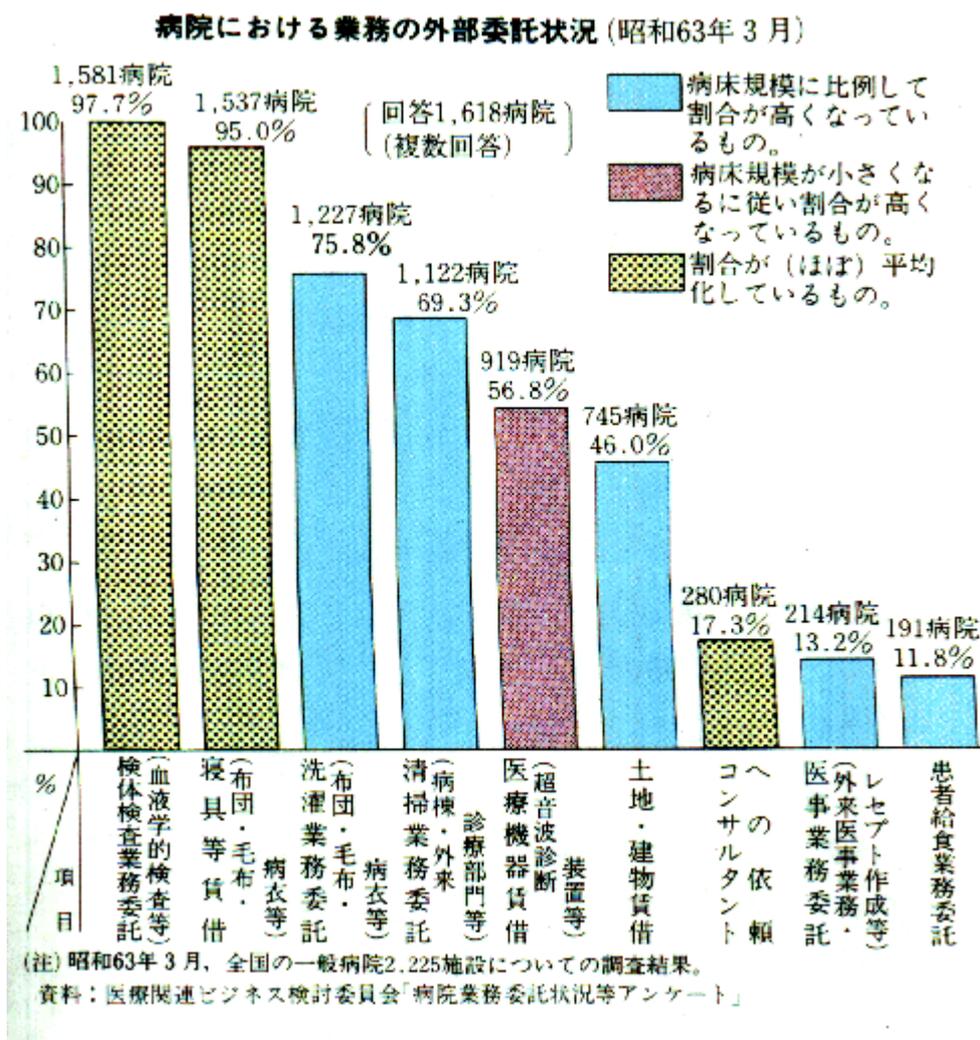
## (2) 医療関連サービスの健全育成

近年、医療機関においては、検体検査や患者給食、医療機器の消毒・滅菌といった医療そのものではないが、医療と密接に関連した業務の一部を自ら行うのではなく、専門の民間事業者へ委託する傾向が強まってきており、また、在宅医療の分野でも、このようなサービスが展開されるようになってきている。

これらのサービス(医療関連サービス)は、医業経営の合理化、効率化に資するとともに、医療サービスの質の向上につながるものと考えられる一方、医療及び医業経営に大きな影響を及ぼすものであり、また、国民の生命・身体に直接影響を与えるおそれがある。このため医療関係者との連携の下に医療の特質等を十分踏まえつつ、サービスの質の確保をしていく必要がある。

こうした観点から、現在国会に提出している医療法改正案においては、医療機関の業務を委託する際には一定の基準に適合する民間事業者へ委託しなければならないこととされている。

### 病院における業務の外部委託状況



また、平成2年10月、厚生省健康政策局に医療関連サービス室を設置し、医療関連サービスに関する調査、企画、指導を行うこととした。さらに、医療関連サービスの質の確保を図り、その健全な育成、発展を図るため、平成2年12月、医療関係者、医療関連サービスを提供する民間事業者等を会員とする(財)医療関連サービス振興会を設立した。同振興会では、今後医療関連サービスに係る調査・研究、医療関連サービスの質の確保のための事業や倫理綱領の作成等を行うこととしている。

## 医療関連サービス振興会

医療関連サービスを提供する企業及び医療機関等の連絡調整体制を確立し、医療関連サービスの健全な発展に関する事業を行うことを目的として設立された財団法人。幅広い業種の民間事業者と医師会、病院団体等から構成され、医療機関等、利用者の情報を得つつ、国の施策との連携をとっていくこととしている。具体的には、医療関連サービスに関する倫理綱領の作成、市場調査、評価認定基準の作成、セミナーの開催、各業界団体のとりまとめ等を行うことにより、医療関連サービスの質の確保を図ることとしている。

### 医療関連サービス室1

医療関連サービスに関する調査、企画、指導を行う組織として、厚生省健康政策局指導課に設置(平成2年10月)。医療機関における患者給食、清掃、医療用具の消毒・滅菌等の業務が外部委託されるようになってきたことなど、様々な医療関連サービスの分野への民間事業者の参入が活発化してきた。これらの事業の展開は、医療機関の経営の安定化等に資するとともに、医療水準や衛生水準の確保に密接なかわりをもつものであるため、サービスの健全な育成と指導を図る必要がある。同室では当面、医療関連サービスのガイドラインの策定を行う予定である。

### (3) 健康関連サービスの健全育成

国民の生活習慣のなかに健康づくりのための活動を定着させるためには、健康に関する多種多様な需要に対応し、かつ、身近な場所で気軽に安心して利用できる健康関連サービスが提供できることが必要である。

このため、優良な健康増進施設を認定し(2)健康増進施設の認定参照)、これらに対して社会福祉・医療事業団から融資を行っており、特に温泉利用型健康増進施設については、医師の指示に基づく等一定の要件を備えた温泉療養を行った場合に利用料等を医療費控除の対象としている。

### (4) 民間医療保険の健全育成

我が国では、公的医療保険が必要にして適切な医療を保障するという方針の下、医療費保障制度が構築されており、欧米諸国に比して遜色のない医療水準を実現している。

一方、国民の間に医療に対する需要の高度化・多様化や介護需要の増大がみられるなか、生命保険及び損害保険の分野において、種々の民間医療保険の商品開発・普及が進められている。平成2年11月からは新たな商品として、介護費用の補償に加えて、積立期間満了時に満期返戻金が支給されるという貯蓄機能も有した積立型の介護費用保険が発売され始め、好調な売行きをみせている。

今後は、必要かつ適切な医療は公的医療保険で保障するという原則を維持しつつ、公的医療保険を補完する観点から、税制上の措置等を通じて、民間医療保険の健全な育成が求められている。

## 第1編

### 第2部 厚生行政の動き

#### 第1章 健康,生きがい,社会づくり

##### 第3節 民間サービスの健全育成

###### 2 ボランティア活動の展開

社会福祉施設や在宅福祉サービスで活動し,都道府県,指定都市及び市町村社会福祉協議会に登録されているボランティアの数は,平成元年9月現在約390万人に達している。このうち,約379万人は全国約4万7,000のボランティア関係団体に属しており,ここ数年,活動者数,団体数とも着実に増加している。

多様化する福祉需要に対応するためには,公共機関では提供できないサービスを地域の特性に応じて自由かつ積極的に提供するボランティアの役割は大きい。

このため,青少年,主婦,サラリーマンなどが地域や企業を通じて行う多様なボランティア活動を広く振興するボランティア事業(平成2年度232か所)や若いうちから社会福祉の現場に触れ,福祉に対する理解を深めるための学童・生徒のボランティア活動普及事業(同3,712校)を推進している。今後とも,学校,家庭,地域において,ボランティアに対する理解を深め,ボランティア活動の一層の推進に努める必要があるが,特に学校教育をはじめ,各方面において福祉に関する教育の充実が一層図られることが望まれる。

#### 企業ボランティア有給休暇制度について

大手の事務機器メーカーの富士ゼロックス社(本社・東京)では,平成2年10月からボランティア活動に参加する社員に対して有給休暇を与える「ソーシャル・サービス制度」を始めた。

同社は,昭和63年から社員が週末にボランティア活動をするなど社会的・人道的な貢献があった者に対して「特別加点評価制度」を設けて,賞与支給時に,通常の賞与とは別に本給の10%を加算支給する制度を実施してきた。

「ソーシャル・サービス制度」は,この制度を発展させたもので,会社が認めた社会貢献度の高い公的社会福祉機関におけるボランティア活動に対して最長2年間の有給休暇を認める制度である。

#### 〔制度の内容〕

- 1) 適用対象:会社が認めた社会貢献度の高い公的慈善活動機関における社会奉仕活動,例えば,「老人介護」,「心身障害者介護」,「児童擁護」,「海外青年協力隊」分野の活動
- 2) 資格:勤続3年以上(休職期間を除く)の社員
- 3) 募集:年1回,公募(論文;面接)とし,審査委員会により審査
- 4) 援助金:基準内賃金相当額及び標準賞与相当額を援助金として支給
- 5) 休職期間:6か月以上2年以内

近年,日本企業がアメリカ等に進出する事例が増えており,ボランティア活動の盛んなお国柄に合わせて,企業としてボランティア活動に積極的にかかわっていく動きが多くみられるようになったといわれている。富士ゼロックス社の制度は我が国においては先駆的なものであるが,今後,「国際化」の洗礼を受けた

企業が国内においても同様にボランティア活動に積極的になっていくことを大いに期待したい。

---

---

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*